

平成 19 年 12 月 19 日

お客様 各位

株式会社サイバーエージェントFX
東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 渋谷ヒューマックスビル 5 階
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 271 号
社団法人金融先物取引業協会 加入(1555 号)

金融庁による外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について

平素は、弊社「外貨 ex」に格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

金融庁による外国為替証拠金取引を行う金融商品取引業者 126 社を対象として行われました一斉点検の結果が公表されたことに際し、弊社のリスク管理の状況につきましてご案内申し上げます。

(1) 区分管理の状況

お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の外国為替証拠金分別管理信託口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません。その間も金融庁長官の指定する金融機関(みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、イーバンク銀行及びジャパンネット銀行)において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは分別して管理しております。

(2) 自己勘定取引におけるリスク管理の状況

弊社では、自己勘定取引は行っておりません。弊社はお客様との取引から生じるリスクをヘッジするためのカバー取引のみを行っております。

(3) 相場急変時のリスク管理の状況

相場が急変した場合に備え、弊社では複数の金融機関とカバー取引を行っております。カバー先金融機関各社とはオンラインシステムを利用し、即時にカバーできる体制を構築しております。また、カバー取引にかかるポジションはリアルタイムでシステム管理しております。

(4) 顧客及びカバー取引先との取引の状況

お客様との取引形態について

弊社がお客様から受ける注文はオンラインの取引システムによるものです。コンバージョン等一部のサービスにつきましては所定の方法(電話を含む)により行っております。

カバー取引に係る弊社のリスク管理について

弊社では、お客様の注文は専属のディーラーが原則として全てカバー取引を行い、リスクをヘッジしております。カバー取引を行うまで短期的なポジションが発生いたしますが、内規にて一定額以上のポジションを保有しないように定めております。

一斉検査の結果に関する詳細は、金融庁ホームページを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071207-4.html>

以上

本件に関するお問い合わせ

外貨exお客様サービスセンター

0120-724-277 info@gaikaex.net

外国為替証拠金取引では、お客様が所定の証拠金を預託することにより、その証拠金の額に比して大きな額の取引を行うことができます。このときお客様は、大きな利益を得る可能性がある反面、通貨等の価格又は金融指標の数値がお客様にとって不利な方向に変動することにより、損失を被るおそれがあり、かつ当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあります。お客様が差し入れる証拠金は取引に際し担保として差入れるものであって投資元本ではなく、また預託した証拠金相当額の返還は保証されません。お客様は取引開始にあたって、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分にご理解した上で、ご自身の判断と責任において、自己の計算によりお取引を行って下さい。尚、取引レート及びスワップポイントについては、売付け価格と買付け価格に価格差(スプレッド)があります。株式会社サイバーエージェントFX(外貨ex)では、取引手数料について1回の約定数量が10,000通貨単位以上なら無料、1,000~10,000通貨単位未満なら1回の約定につき(片道)1通貨単位当たり3銭に設定しております。必要な取引証拠金は10,000通貨単位あたり8,000円~200,000円です。レバレッジのコース及び通貨ペアごとに異なります。